安全データシート

整理番号 No.1036

作成 1999年03月10日 改訂 2024年04月16日

1. 化学物質等及び会社情報

製品名 パックテスト 金 型式 WAK-Au

会社名 株式会社共立理化学研究所

住 所 〒226-0006 神奈川県横浜市緑区白山1-18-2 ジャーマンインダストリーパーク

電話番号 045-482-6937 F A X 045-507-3418

担当部署 営業部

用途と使用上の制限 水質測定用の試薬

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性: 分類できない (GHS分類に必要なデータなし)

健康有害性:

皮膚腐食性/刺激性:区分1(K-1 試薬のみが該当)眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分1(K-1 試薬のみが該当)呼吸器感作性または皮膚感作性:区分1 (呼吸器)(K-1 試薬のみが該当)特定標的臓器毒性(単回暴露):区分2 (呼吸器)(K-1 試薬のみが該当)特定標的臓器毒性(反復暴露):区分2 (歯,呼吸器)(K-1 試薬のみが該当)上記で記載がない健康有害性の項目は、すべて区分外または分類できない(GHS分類に必要なデータなし)

環境有害性:

水生環境有害性 短期(急性): 区分2 (K-1試薬のみが該当) 上記で記載がない環境有害性の項目は、すべて分類できない(GHS分類に必要なデータなし)

【GHSラベル要素】





【注意喚起用語】

危険

【危険有害性情報】

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 (K-1試薬のみが該当) 重篤な眼の損傷 (K-1試薬のみが該当) 吸入するとアレルドー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ (K-1試薬のみが該当) 呼吸器の障害のおそれ (K-1試薬のみが該当) 長期又は反復暴露による歯や呼吸器の障害のおそれ (K-1試薬のみが該当) 水生生物に毒性 (K-1試薬のみが該当)

【注意書き】

試薬は子どもの手の届かない、乾暗所(常温)に保管すること。 使用前に使用法をよく読み、記載以外の使い方をしないこと。 必要に応じて個人用保護具を使用すること。

試薬を吸入しないこと。

汚染された衣類は洗濯すること。

取扱い前後はよく手を洗うこと。

環境への放出を避けること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物

試薬名	K-1 試薬			K-2 試薬	
化学名	塩化水素	その他*	水	その他*	ホ [°] リエチレン
含有量	5 – 9.9 %	5 – 9.9 %	80 – 89 %	5 – 9.9 %	90 - 99 %
化学式	HCl	_	H ₂ O	_	(C ₂ H ₄) _n
官報公示 整理番号	(1)-215	_	_	_	(6)-1
CAS No.	7647-01-0	_	7732-18-5		9002-88-4

^{*}規制物質含まず

4. 応急措置

試薬や測定液が

眼に入った場合: 直ちに流水で15分間以上、よく洗眼する。その後、直ちに眼科医の手当を受ける。

皮膚に付いた場合: 直ちに多量の水で触れた部分をよく洗い流す。 口に入った場合: 直ちに多量の水で口の中をよく洗い流す。 上記の措置後に異常があった場合には、直ちに医師の手当を受ける。

特に試薬や測定液を飲み込んでしまった場合には、多量の牛乳または水を飲み、直ちに医師の手当を受ける。

5. 火災時の措置

消火方法 : 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

消火剤: 水(噴霧)、粉末消火薬剤、炭酸ガス、乾燥砂

6. 漏出時の措置

屋外では、試薬や廃液がこぼれないよう注意する。

屋内では、机面・床面等に試薬や廃液がこぼれた場合は直ちに拭き取り、廃棄する。その際、眼や皮膚に触れないよ うにする。濃厚廃液が下水道や河川等の周辺環境に流出しないように注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い: 試薬は眼や皮膚に触れたり、口に入れたりしないように注意する。特にチューブ内の粉末試薬は吸い込まない

ように注意する。また、K-1試薬やK-1試薬添加後の検水はpH2以下の酸性であるので、眼や皮膚に触れた

り飲み込んだりしないように特に注意する。

また、屋外での使用時には、試薬および測定後の廃液、使用済み容器は必ず持ち帰る。

保管: 直射日光を避け、換気のよい乾冷所(常温)に保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 (作業環境評価基準) : 設定されていない。 許容濃度 (日本産業衛生学会) : 5ppm (7.5mg/m³)

(ACGIH(TLV(s))) : Cl 5ppm (OSHA(PEL)) : air Cl 5ppm(いずれも塩酸のみ)

保護 具: 保護眼鏡・保護手袋等の使用が望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 : K-1:液体試薬

K-1:液体試薬5 mL× 1本/キット ポリビン+ポリ袋入りK-2:粉末入りチューブ1.1 g×40本/キット 5本ずつアルミラミネート包装

: K-1:無色 K-2:紫色(粉末),半透明(ポリエチレンチューブ) 試薬の色

試薬の臭い : K-1:刺激臭 K-2:なし

pH : 2以下(K-1 試薬、最終測定液)

混合物として融点、沸点、引火点、発火点、爆発限界下限、蒸気圧、密度、比重、溶解性、Pow、動粘性率等のデータ なし。

10. 安定性及び反応性

高温、多湿、直射日光下への放置を避ける。通常の使用条件では安定であり、特定条件下で生じる危険な反応もなし。危険有害な分解生成物についてのデータなし。

11. 有害性情報

混合物についてのデータはない。K-1試薬、K-2試薬の個別物質について記す。

K-1試薬

塩化水素(気体)(水溶液のデータはない):

急性毒性:

経口: ラットを用いた経口投与試験のLDso=238~277mg/lg(SIDS(2002))より、毒性の強い値(前者)に基づき、区分3とした。

吸入(粉塵, ミスト): エアゾールのデータ、ラット LCso = 1.68 mg/L/1h(SIDS (2002)))。この値の4時間値 0.42 mg/L に基づき区分2とした。

皮膚腐食性/刺激性:

がおき用いた皮膚刺激性試験で、1~4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS(2002)) マウスあるいはラットに5~30分曝露により刺激性及び皮膚の変色を伴う潰瘍がおきていること(SIDS(2002))、またけでも軽度~重度の刺激性、潰瘍や熱傷を起こした報告もある(SIDS(2002))。以上により、本物質は刺激性を有すると考えられるので区分 1A-1Cとした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:

ウサギを含めて複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり (SIDS(2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS(2002))ので区分1とした。

呼吸器感作性または皮膚感作性:

呼吸器感作性:日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(AGGIH(2003))。

皮膚感作性: モルモットのMaximization Test およびマウスのEar Swelling Testでの陰性結果(SIDS(2002))に加え、15人の ヒトに感作性誘導後10~14日に適用した試験においても誰も陽性反応を示さなかった報告 (SIDS(2002))があり、区分外とした。

生殖細胞変異原性:

ショウジョウバェを用いた伴性劣性致死試験での陽性結果を除きin vivo試験のデータは見当たらない。また、一部のin vitro変異原性試験で陽性結果が得られているが、ヒト生殖細胞の突然変異誘発の根拠とするには不十分と考え「分類できない」とした。

発がん性:

IARCによるf' ループ 3(1992年)、ACGIHによるA4(2003年)の分類に基づき区分外とした。なお、f ットあるいは f マウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく(SIDS (2002))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と 塩化水素曝露との関係に否定的である(IARC 54(1992)、PATTY (5th, 2001))。

生殖毒性:

データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。

特定標的臟器毒性(単回暴露):

といて吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、ARC 54(1992)、ACGIH (2003))。 また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響ががイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2002))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。

特定標的臟器毒性(反復暴露):

thで反復曝露を受け侵食による、歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC 21(1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOTvol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分 1 (歯,呼吸器系)とした。

その他の項目についてのデータなし。

水:

急性毒性: 経口-ラット LD₅₀: >90mL/kg (下記、ATEmix値算出時は90g/kgとして計算) その他の項目についてのデータなし。

K-2試薬

ポ[°]リエチレン:

急性毒性

経口-ラット LD50:>7,950mg/kg (下記、ATEmix値算出時は7,950mg/kgとして計算)

発がん性: IARCのグループ3 (ヒトに対する発がん性は評価できない。)

その他の項目についてのデータなし。

以下、混合物としてのK-1試薬、K-2試薬のGHS分類判定について記す。

[皮膚腐食性/刺激性]

[眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性]

K-1 試薬は pH が 2 以下である。

: 区分1(危険, 重篤な眼の損傷)に分類される。

K-2試薬は含有成分のデータがそろっていないため、分類できない。

[呼吸器感作性]

K-1試薬 区分1の成分を1%以上含んでいる。

: 区分1 (危険,吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ)に分類される。 その他の試薬は含有成分のデータがそろっていないため、分類できない。

[特定標的臟器毒性(単回暴露)]

K-1試薬 区分1の成分を1%以上10%未満含んでいる。

∴ 区分2(警告, 呼吸器の障害のおそれ)に分類される。

K-2試薬は含有成分のデータがそろっていないため、分類できない。

[特定標的臟器毒性(反復暴露)]

K-1試薬 区分1の成分を1%以上10%未満含んでいる。

: 区分 2 (警告,長期又は反復暴露による呼吸器の障害のおそれ)に分類される。 K-2試薬は含有成分のデータがそろっていないため、分類できない。

[急性毒性(経口)]、[急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)]、[急性毒性(経皮)]、[生殖細胞変異原性]、[発がん性]、「生殖毒性]、「誤えん有害性]

以上の項目は、区分外または含有成分のデータがそろっていないため分類できない。

12. 環境影響情報

混合物についてのデータはない。K-1試薬、K-2試薬の個別物質について記す。

K-1試薬

塩化水素:

水性環境有害性 短期(急性):甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50=0.492mg/L(SIDS,2005)他から区分1とした。 水性環境有害性 長期(慢性):水溶液が強酸となることが毒性の原因と考えられるが、環境水中では緩衝作用に より毒性影響が緩和されるため、区分外とした。

その他の項目についてのデータなし。

K-2試薬

ポリエチレン:環境影響情報のデータなし

以下、混合物としてK-1試薬、K-2試薬のGHS分類判定について記す。

K-1試薬の[水生環境有害性 短期(急性)]

EC50=0.492mg/Lより、毒性乗率 M=1 区分1を最大で10%未満含有。

1×10×最大10%未満=最大100%未満>25% よって区分2(水生生物に毒性)に分類される。

K-2試薬の [水生環境有害性 短期(急性)] およびK-1試薬、K-2試薬の [水生環境有害性 長期(慢性)] 以上の項目は、含有成分のデータがそろっていないため、分類できない。

K-1試薬、K-2試薬の [オゾン層への有害性]

含有成分がモントリオール議定書の附属書に列記されていないため、分類できない。

13. 廃棄上の注意

K-1試薬の残液および測定後の廃液は、pH2以下の酸性である。事業活動で使用する場合は、各関係法令に従って適切に廃棄する

それ以外の場合は、残余廃棄物や使用済み容器はそのまま「燃やすゴミ」としての廃棄も推奨する。

14. 輸送上の注意

取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、容器が破損しないように乱暴な取扱いを避ける。また、長距離の輸送の場合は、長時間の高温状態は試薬の劣化が考えられるため、航空機による輸送が望ましい。

国連番号 3264

品名 その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの) (K-1試薬のみが該当)

国連分類 クラス8 (腐食性物質)

容器等級 Ⅱ

航空法 同上、ただし本製品は微量輸送許容物件に該当する。

消防法 該当せず。 製品総重量 約140g/キット

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法 該当せず。(本製品は塩化水素の含有量が10%以下であり、同法上の劇物には該当せず。) PRTR法 該当せず。

労働安全衛生法

K-1試薬は塩化水素を1%以上含有し、以下に該当する。

「法施行令(名称等を表示すべき危険物及び有害物)第18条 第2号」 「法施行令(名称等を通知すべき危険物及び有害物)第18条の2 第2号」

「特定化学物質等 第3類物質」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

K-1試薬の残液および測定後の廃液はpH2以下であり、同法上の特別管理産業廃棄物に該当する。

16. その他の情報

引用・参考文献

15,911の化学商品, 化学工業日報社(2011)

NITE((独)製品評価技術基盤機構Website内 GHS分類結果 ID567 塩化水素 (2006.04.20, 2006.03.31)

製品安全データシート No.JW080343、和光純薬工業株式会社(2008.10.30)

製品安全データシート No.JW080753、和光純薬工業株式会社(2008.10.30)

製品安全データシート No.JW041678、和光純薬工業株式会社(2007.09.18)

製品安全データシート No.JW042764、和光純薬工業株式会社(2007.09.18)

製品安全データシート No.051110033、東ソー株式会社(2004.07.09)

国土交通省航空局監修、航空危険物輸送法令集、鳳文書林出版販売(2019)

JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法(日本工業標準調査会 審議)

JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル,作業場内の表示及び安全データシート (SDS) (日本工業標準調査会 審議)

GHS国連文書(仮訳 改訂4版)、GHS関係省庁連絡会議(2011)

経済産業省,事業者向けGHS分類ガイダンス (平成25年度改訂版) (2013)

注) この情報は、必ずしも充分ではないので、取扱いには注意をお願いします。 本データシートは情報を提供するもので記載内容を保証するものではありません。 新しい知見やそれに伴う従来の考え方の修正等により、記載内容に変更が生ずることがあります。 なお、注意事項は通常の取扱いを対象としております。

更新履歴 (2024/04/01以降)

2024/04/01 労働安全衛生法の新たな化学物質規制等に伴う改訂

2024/04/16 9.項、K-1試薬 液量の修正